

京都市交通局管理規程第24号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「、建設室の総括業務を担当する担当課長」を削る。

第13条中「京都市交通局文書取扱規程」を「京都市交通局公文書取扱規程」に改める。

第18条第1項中「担保は」の右に「、現金によるほか」を加える。

第37条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第35条第1項第20号に規定する長交際費に係る資金前渡を受けた資金については、毎年6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日とする。

第37条に次の1項を加える。

5 第35条第1項第20号に規定する長交際費に係る資金前渡を受けた資金について剩余金が生じたときは、第3項の規定にかかわらず、当該年度内に限り、これを遡次繰り越して支払に充てることができる。

第42条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 運賃精算に係る経費 当該運賃精算に係る収入金

第47条第1項第1号中ヶをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 出納事務取扱担保

第82条第1項中「及び車内販売物品（自動車部に保管するもの）」を「、予備タイヤ（自動車部営業所に保管されているもの）及びカード乗車券」に改め、同条の次に

次の1条を加える。

(貯蔵物品の保管等の委託)

第82条の2 物品出納員は、自ら管理することが困難な貯蔵物品について、保管、
拝出し、たな卸等の業務を分任物品出納員に委託することができる。この場合にお
いて、当該貯蔵物品の購入については、第62条の規定を準用する。

別表第1中

企画総務部企画課長	企画総務部企画課企画係長
-----------	--------------

を

企画総務部企画課長	企画総務部企画課調査係長
-----------	--------------

に、

自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長 自動車部運輸課安全対策係長
----------	------------------------------

を

自動車部運輸課長	自動車部運輸課運輸係長 自動車部運輸課事故対策係長
----------	------------------------------

に改め、建設室担当課長の項を削る。

別表第2中

企画総務部企画課長	企画総務部企画課企画係長
-----------	--------------

を

企画総務部企画課長	企画総務部企画課調査係長
-----------	--------------

に改め、建設室担当課長の項及び建設室建設事務所長の項を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)